

Title	昭和廿六年春季早雲寺見學旅行記
Sub Title	
Author	雨宮, 泰(Amemiya, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.25, No.2 (1951. 11) ,p.126(253)- 127(254)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19511100-0126

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「我々の殷代氣候の研究の主要材料は卜辭であるが、卜辭によつて『雨日』の統計表を作る事は不可能である。そして卜辭によつて示されている殷代の氣候は、現在の黃河流域と甚しき差は認められない。この事は冬春二季が寒冷であり、雨量が少く、夏秋二季は炎暑で雨量が多い。この様に冬が現在より暖か或は暑いと云う事を證明するものを見出だす事は出来ない。これが卜辭の實體である。この他ウ氏の擧げている軍事行動、旅行は別に論ずるとし、胡氏の農業生産に於る栽培と收穫、森林と草原、稻の生産、水牛等は皆枝葉末節に屬するから、一切除外した」。

以上が董作賓氏の「再談殷代氣候」の内容の大略であるが、ウ、胡兩氏が卜辭を、それが資料として唯一のものであるが、資料としては決して完全なものとも云えないにもかかわらず、單にその回數を統計し、「卜すれば降雨の可能性がある」と云う合理的解釋により、殷代の氣候を暖か及至は暑いと斷定したのに對し、董氏はその學問的立場から、卜辭の一つ一つの持つ内容、甲骨文字の意味を深く再檢討する事により、前二者と同一の材料を使用しながら、全く反對の結論を立證する事が出來たのである。

殷代の氣候さらに紀元前二千年頃の東亞の氣候が、現在と差違が有つたか、又無かつたかに就いては、なお今後各方面から、論議されねばならないが、董氏の行つた研究法は、その結論の如何にかかわらず、正しい態度であると云う事が出来る。

註一、前二篇は甲骨學商史論叢第二集
後者は學術と建設第一期第二集所收

(中井 芳雄)

彙 報

昭和廿六年春季早雲寺見學旅行記

昭和廿六年六月九日、夜來の雨がまだ少し残つている中を、伊木先生始め竹田河北兩先生及び學生十數名新宿驛より小田急にて箱根湯本の早雲寺に向う。

早雲寺は小田原北條氏の香華所であり北條氏綱が亡父早雲の志を繼いで大永元年にこゝ神奈川縣足柄下郡湯本町に創建したものである。後豊臣秀吉の爲に一族亡びるや當寺も又廢寺同様となつたが慶安元年徳川家光の再興する所となつた。

先づ境内の見學から始めることとした。

一、鐘樓 鐘は元徳二年に鑄造されたものといわれ、天正十八年豊臣秀吉は石垣山にてこの鐘を陣鐘として用いていた。後小田原城内の時の鐘となりついで當寺に置かれるようになったといふ。

一、北條五代の墓 本堂の裏手に北條五代即ち早雲 氏綱 氏康

氏政 氏直の墓があるが後世のものである。

一、宗祇の墓 連歌師宗祇が上州よりの歸路文龜二年七月歳八十
二歳を以て當地にて寂したと伝えられる、墓は特色のある形式の
ものとして知られている。

世にふるも更に時雨のやどりかな 宗祇

一、今大道路三の墓大五輪 寛永三年九月京都より歸途箱根で客
死した。

本堂脇で中食を攝りたる後、伊木先生から當寺所有の古文書に
就き説明があつた。その主なものは左の通りである。

一、宗祇法師二百年忌之詩歌 北村季吟寄附 一卷

一、十月十五日 氏盛書狀 大用院宛 一通

一、正月十一日 氏規書狀 大用院宛 一通

一、卯月廿二日 氏規自筆書狀 大用菴宛 一通

一、乙卯十一月二日 北條氏虎印判狀 百姓代官宛 本光寺領

年貢反錢皆濟の件

一、三月十四日 氏政書狀 早雲寺 祖父亡父掟書改めの件

一、元龜三年九月三日 氏政書狀 明叟和尚宛 住持職并に寺

領判物

一、永祿十一年 戊辰 七月六日 氏政早雲寺住持職申付狀 萬俣座

元宛

一、九月十三日 氏綱書狀 早雲寺宛 湯本を早雲寺に寄進の

件

次の四通は後北條氏の出自が伊勢平氏であることのわかる史料
で近頃當寺の有に歸したものである。

一、九月廿一日 宗瑞早雲書狀 小笠原左衛門佐宛 一通

一、三月九日 宗瑞(早雲)書狀 小笠原宛 一通

一、十月十九日 宗瑞(早雲)書狀 小笠原左衛門佐宛 一通

一、三月廿六日 宗瑞(早雲)書狀 小笠原左衛門佐宛 一通

一、天文十一年二月「三」日 開山大隆禪師徽號勅書「三」の

字は後奈良天皇の宸筆 一幅

一、北條早雲畫像 一幅

一、北條氏綱畫像 一幅

一、北條氏康畫像 一幅

一、大隆禪師頂相自贊 一幅

一、大燈國師頂相 一幅

この外書畫多數があつた。

見學を終つて四時近く雨もあがつた境内で記念寫眞を撮つて解
散、今度の旅行は天氣には恵まれなかつたがさして障りもなく有
意義な見學であつた、最後に色々見學の便を與えて下さつた早雲
寺の方々に厚くお禮申し上げる次第である。(雨宮 泰記)